

浅口市手数料条例の一部を改正する条例

令和8年3月27日

条例第3号

浅口市手数料条例(平成18年浅口市条例第53号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

(多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の特例)

- 4 令和8年6月1日から令和10年5月31日までの間、多機能端末機(浅口市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年浅口市条例第13号)第15条に規定する多機能端末機をいう。)を用いる場合における、別表第20号、第22号及び第24号の規定の適用については、これらの規定中「300円」とあるのは「200円」とする。
別表第13号を次のように改める。

<p>(13) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号)の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行った政治団体が政治活動のためにはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。)</p>	<p>はり紙及びはり札等100枚までごとに 430円 立看板等1基につき 440円 広告旗、広告板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタンク類1基につき 表示面積1m²未満のもの 430円 表示面積1m²以上3m²未満のもの 850円 表示面積3m²以上5m²未満のもの 1,240円 表示面積5m²以上8m²未満のもの 1,570円 表示面積8m²以上10m²未満のもの 1,880円 表示面積10m²以上のもの 1,880円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額 アドバルーンその他これに類するもの1個につき 1,450円 アーチ1基につき 2,910円 広告網その他これに類するもの1</p>
---	--

	個につき 750円
--	-----------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。